

ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施要領（概要）  
（難民救援分野）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

(1) 地域

2に掲げる業務を実施するために必要なザイール共和国内の北キヴ州、南キヴ州及びキンシャサ市

ただし、2(3)及び(8)に掲げる業務を行う場合は、当該業務を実施するために必要なタイ王国、モルディブ共和国、セイシェル共和国、ケニア共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国及びザイール共和国の地域を含む。

(2) 期間

平成6年9月16日から同年12月31日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

- (1) ルワンダ難民、国際連合難民高等弁務官事務所（現地事務所を含む。以下「UNHCR」という。）を始めとする各種の人道援助機関、団体等（以下「UNHCR等」という。）の構成員及びルワンダ難民救援国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）の隊員のうち自衛隊の部隊以外の者（以下「連絡調整要員」という。）に対する医療（防疫上の措置を含む。）
- (2) ルワンダ難民の捜索及び救出並びに帰還の援助、ルワンダ難民に対する食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布並びにルワンダ難民を収容するための施設及び設備の設置
- (3) UNHCR等及び連絡調整要員のための物資及び人員の輸送
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、ルワンダ難民、UNHCR等

及び連絡調整要員のための保管、建設並びに機械器具の据付け、検査及び修理

- (5) ルワンダ難民、UNHCR等の構成員及び連絡調整要員の用に供するための水の浄化
- (6) ルワンダ難民、UNHCR等の構成員及び連絡調整要員に対する給食
- (7) ルワンダ難民、UNHCR等の構成員及び連絡調整要員に対する宿泊又は作業のための施設の提供
- (8) (1)から(7)までに掲げる業務のうち附帯する業務としての物資及び人員の輸送、補給等

### 3 国際平和協力業務の実施の方法

#### (1) 原則

実施計画及び実施要領の範囲内において、UNHCR等とも協調を図りつつ、2に定める規定を弾力的に運用して業務を実施

なお、2(2)から(4)まで、(6)及び(7)に掲げる業務については、派遣部隊の能力上の余裕を活用して実施

#### (2) 空輸に関する事項

輸送業務を空輸により行う場合は、輸送機(C-130H)4機(うち1機は予備)を使用

なお、2(3)に掲げる業務については、2(8)に掲げる業務を行うに際し、派遣部隊の能力上の余裕を活用して実施

### 4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛官

- (1) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有す

る者であること。

(2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。

(3) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

(1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項

(2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第2号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

(1) 防衛庁長官が国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）と協議の上、国際平和協力業務を中断するよう指示した場合、部隊長等は当該業務を中断する。

(2) 以下に掲げる場合には、その状況等を防衛庁長官を通じて本部長に報告し、指示を受ける。

ア 受入れ国から、人道的な国際救援活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示があった場合

イ アに掲げるのほか、前記の同意が存在しなくなったと認められる場合

ウ 受入れ国が紛争当事者となったと認められる場合

(3) 業務の中断の際の報告

(4) 中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とするUNHCR等からの要請があった場合の措置

部隊長等は、当該要請の内容その他必要な事項につき必要に応じ取りまとめの上、防衛庁長を通じ本部長に報告し、防衛庁長官の指示を受ける。

(2) 安全のための措置

ア 部隊長等は、状況が隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、防衛庁長官の指示を受ける暇がないときは、当該業務を一時休止する。

イ 部隊長等は、必要に応じて、他の部隊長等、在ケニア共和国日本国大使館その他の関係在外公館、UNHCR等、連絡調整要員等との連絡をとる等積極的に部隊の安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 武器の携行・保管及び使用

ア 武器の携行・保管

武器を保安上適切と認める場所に厳重に保管。ザイール共和国、ケニア共和国、タンザニア連合共和国及びウガンダ共和国においては、必要と認める場合、隊員に武器を携行させることができる。

これらの国以外の派遣先国においては、武器を携行させない。

イ 武器の使用

国際平和協力法第24条に定めるところによる。

(4) 調査、効果の測定等についての報告

派遣部隊の長たる国際平和協力隊員は、業務に関する調査、業務に関する効果の測定及び分析について速やかにその内容を取りまと

めの上、本部長に報告し、本部長は、防衛庁長官に対し通報する。

(5) 隊員の交替

疾病、事故その他一身上の真にやむを得ざる理由による交替

(6) 装備の取扱

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(7) 連絡調整要員との連携

隊員は、連絡調整要員と緊密に連携を図りつつ業務を実施

## ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施要領（概要）

（連絡調整分野）

### 1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

#### (1) 地域

2 に掲げる業務を実施するために必要なザイール共和国、ケニア共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国及びガボン共和国の地域

#### (2) 期間

平成6年9月16日から同年12月31日までの間

### 2 国際平和協力業務の種類及び内容

国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）その他の関係機関と自衛隊の部隊との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

### 3 国際平和協力業務の実施の方法

実施計画及び実施要領の範囲内において、業務を実施

### 4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する者

- (1) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (3) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を

有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第2号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 本部長が業務を中断するよう指示した場合、隊員は当該業務を中断する。
- (2) 以下に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 受入れ国から、人道的な国際救援活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示があった場合

イ アに掲げる場合のほか、前記の同意が存在しなくなったと認められる場合

ウ 受入れ国が紛争当事者となったと認められる場合

(3) 業務の中断の際の報告

(4) 中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする場合の措置

隊員は、必要な事項につき必要に応じ取りまとめの上、本部長に報告し、その指示を受ける。

(2) 安全のための措置

ア 隊員は、状況が隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受ける暇がないときは、当該業務を一時休止する。

イ 隊員は、必要に応じて、在ケニア共和国日本国大使館その他の関係在外公館、UNHCRを始めとする各種の人道援助機関、団体等、自衛隊の部隊等との連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 業務を遂行できない場合の措置

疾病、事故等の場合、本部長に報告

(4) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査、業務に関する効果の測定及び分析について本部長に報告

(5) 装備の取扱

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(6) 自衛隊の部隊との連携

隊員は、自衛隊の部隊の隊員と緊密に連携を図りつつ、業務を実施